

昭和47年見解以降の内閣法制局長官が、「昭和47年見解は個別的自衛権の武力行使のみを許容し、集団的自衛権行使は概念として含まれていない」という理解のもとに「昭和47年見解を用いて集団的自衛権行使が違憲であることを説明している」答弁例

■96 - 参 - 予算委員会 - 6号 昭和57年03月12日

○政府委員（角田禮次郎君） ただいま御指摘のとおり、政府は従来から一貫して集団的自衛権の行使は憲法上許されないというふうにお答えをしているわけでございます。

また、その理由についてもたびたびお答えをいたしておりますが、次のような理由によるものでございます。

すなわち、憲法第九条の解釈として、憲法第九条は自国の平和と安全とを維持し、その存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じていないというふうに解されるわけでございますが、それは無制限に許されるわけではなくて、あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるというような急迫不正の事態に対処して、国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない措置として初めて認められるものであって、また、その措置はこのような事態を排除するためにとられるべき必要最小限度の範囲にとどまるべきものと考えられるのであります。

したがって、他国に加えられた武力攻撃を実力をもって阻止することを内容とする集団的自衛権の行使は憲法上許されないというものでありまして、その憲法上の根拠条文といたしましては、憲法第九条であるということになるかと思います。

※「外国の武力攻撃」という文言を当然に「我が国に対する外国の武力攻撃」として用いるとともに、第三段落冒頭の「したがって、」の前に、

「そうだとすれば、わが憲法の下で武力行使を行うことが許されるのは、わが国に対する急迫、不正の侵害に対処する場合に限られるのであって、」

という昭和47年見解にはある文言が存在しない。（すなわち、この文言を「事実の認識」などとは全く把えていない。）